

# 製造業安全対策官民協議会 設置要綱

平成 29 年 3 月

## 1. 名称

製造業安全対策官民協議会（以下「協議会」という。）

## 2. 目的

製造業における安全対策の更なる強化を図るため、官民が連携し、経営層の参画の下、業種の垣根を越え、現下の安全に関わる事業環境の変化に対する認識を分析、共有するとともに、既存の取組の改善策及び新たに必要となる取組を検討し、企業における現場への普及を推進する。

## 3. 活動内容

- (1) 安全に係る事業環境の変化の分析、共有
- (2) 既存の取組の評価及び改善策の検討・推進
- (3) 新たな取組の検討・推進
- (4) 検討成果の全国への発信及び普及促進（「全国産業安全衛生大会」等の活用）

## 4. 組織

- (1) 協議会の構成員は別紙 1 のとおりとし、必要に応じて見直すことができる。
- (2) 協議会の下に、ワーキンググループを置く。ワーキンググループの構成員は別紙 2 のとおりとし、必要に応じて見直すことができる。
- (3) 新たな構成員を加える場合は、協議会で了承を得る。

( 4 ) 開催の事務は、中央労働災害防止協会が行う。

## 5 . 会長等

( 1 ) 協議会の会務を円滑に行うため、会長及び会長代理を置くことができる。

( 2 ) 会長は協議会構成員の互選により選出し、会長代理は会長が指名する。

( 3 ) 会長及び会長代理の任期は 1 年とする。

( 4 ) ワーキンググループの会務を円滑に行うため、議長及び議長代理を置くことができる。

( 5 ) 議長はワーキンググループ構成員の互選により選出し、議長代理は議長が指名する。

( 6 ) 議長及び議長代理の任期は 1 年とする。

( 7 ) 構成員のほか、学識経験者をアドバイザーとして参加させることができる。

( 8 ) 謝金及び交通費は支給しない。

## (別紙1)

### 協議会の構成員

#### 石油連盟

吉村宇一郎 常務理事

#### 一般社団法人セメント協会

柴田 周 三菱マテリアル株式会社 常務執行役員 総務統括本部長

#### 一般財団法人素形材センター

板谷 憲次 副会長専務理事

#### 一般社団法人日本アルミニウム協会

藤井 拓己 株式会社神戸製鋼所 常務執行役員

#### 一般社団法人日本化学工業協会

相川 誠 宇部興産株式会社 執行役員

#### 日本鋳業協会

貝掛 敦 住友金属鋳山(株) 執行役員 安全環境部長

#### 一般社団法人日本自動車工業会

小澤 謙二 トヨタ自動車株式会社 安全健康推進部長

#### 一般社団法人日本伸銅協会

笹岡 公二 株式会社コベルコマテリアル銅管 常務取締役執行役員

#### 日本製紙連合会

田口 量久 三菱製紙株式会社 代表取締役副社長

#### 一般社団法人日本鉄鋼連盟

寺畑 雅史 JFE スチール株式会社 専務執行役員

#### 厚生労働省

田中 誠二 労働基準局安全衛生部長

#### 経済産業省

及川 洋 大臣官房審議官(製造産業局担当)

#### 中央労働災害防止協会

八牧 暢行 理事長

(別紙2)

## 協議会ワーキンググループの構成員

### 【民間関係】

協議会の構成員会社等の担当部長クラスの者

### 【政府関係】

厚生労働省

井上 仁 安全衛生部安全課長

経済産業省

小見山 康二 製造産業局金属課長

中央労働災害防止協会

小野 晃 専務理事